

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1367 (2026. 7.14)

マネー・ローンダリング等対策の動向

—第5次対日相互審査に向けて—

はじめに

I FATF の概要

- 1 沿革
- 2 FATF 勧告と相互審査

II 第4次対日相互審査をめぐる動向

- 1 第4次対日相互審査の結果概要
- 2 国内の主な動向

III 第5次対日相互審査をめぐる動向

- 1 「有効性検証」の実施
- 2 近時の FATF での議論を踏まえた主な動向

おわりに

キーワード: マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、FATF、FATF 勧告、相互審査、第4次対日相互審査、第5次対日相互審査、有効性評価

- 国際社会では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（マネロン等）対策のための国際基準である FATF 勧告に基づいた相互審査を通じて、対策の実効性向上が図られている。
- 我が国では、第4次対日相互審査後に国内法整備等を進めた結果、マネロン等対策の法的・制度的枠組みを評価する法令等整備状況は未達の水準を脱した。
- 第5次対日相互審査では、マネロン等対策の実効性を評価する有効性評価が重視される。第4次対日相互審査で大幅な改善が必要とされた金融機関のマネロン等対策の実効性を向上させるために、有効性検証や経営陣の関与が欠かせない。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 あそう なお や 麻生 直哉

第 1 3 6 7 号

はじめに

特殊詐欺グループや暴力団等の犯罪組織が得た犯罪収益は、新たな犯罪の資金や武器調達等の費用に充てられるなど、犯罪組織の維持や拡大のために利用される。したがって、犯罪収益を検知及び捜査し、剥奪することが重要であると言われている¹。しかし、犯罪組織は、犯罪収益を次々と移動させ、その出所や真の所有者を分からないようにして、捜査機関による犯罪収益の発見や検挙等から逃れようとするマネー・ローンダリング（Money Laundering、以下「マネロン」という。）を行う。

経済・金融サービスのグローバル化が進んだ今日、マネロンは国際的な決済システムを利用し、規制の緩い国や金融機関等を抜け道として行われるようになってきているとされる²。マネロンを放置すれば、テロ行為やテロ組織の活動のために資金等を収集・提供する行為である「テロ資金供与」や、大量破壊兵器³の開発等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金等の提供をする行為である「拡散金融」（以下、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融を合わせて「マネロン等」という。）を通じて、テロ行為や大量破壊兵器の開発及び拡散を助長し、我が国や国際社会にとって大きな脅威になるおそれがある⁴。世界全体でのマネロン等対策の実効性向上を図るため、国際社会では、金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF、Iで後述）の多国間枠組みを通じて、マネロン等対策の国際基準の策定や履行が協調して行われている⁵。

現在、我が国では、犯行拠点が外国であるものも含む特殊詐欺⁶や SNS 型投資・ロマンス詐欺⁷の増加、サイバー事案の手口の多様化⁸、さらには暗号資産等を用いた匿名性の高い資金移転の広がりが顕著であり、マネロン等の脅威は深刻化しているとされる⁹。このような状況に鑑み、本稿では、我が国におけるマネロン等への対策をめぐり、まず FATF の概要について確認した上で、近年の動向を整理する。

I FATF の概要

1 沿革

国際社会においては、1980 年代までに、麻薬汚染の国際的な広がりに対する危機感が強まっ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 6 月 22 日である。

¹ 尾崎寛ほか編著『逐条解説 FATF 勧告—国際基準からみる日本の金融犯罪対策—』中央経済社、2022、p. i.

² 同上

³ 核兵器、化学兵器及び生物兵器を指す。

⁴ 尾崎ほか編著 前掲注(1); 「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/2.measures.html>

⁵ 尾崎ほか編著 同上、p. ii.

⁶ 電話をかけるなどして被害者と対面することなく信用させ、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称をいう（国家公安委員会『令和 7 年 11 月犯罪収益移転危険度調査書』2025、p.14. 警察庁ウェブサイト <<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk071127.pdf>>）。

⁷ SNS（social networking service）等を通じて対面することなく関係を深めて信用させ、投資金名目等（SNS 型投資詐欺）又は、恋愛感情や親近感を抱かせること（SNS 型ロマンス詐欺）で、金銭等をだまし取るとされる（同上）。

⁸ 具体的には、フィッシングやインターネットバンキングに係る不正送金、クレジットカード不正利用等が挙げられる（同上、pp.17-21.）。

⁹ 国家公安委員会 前掲注(6)、p.1.

ていた。特に、国際的な薬物密売組織による不正取引に関して、薬物密造・密売収益の没収やマネロンの取締りの重要性が認識されている。そして、1989年のG7アルシュサミットにおいて、マネロン対策の検討と策定を目的としてFATFが設立された¹⁰。

その後FATFにおいては、2001年に米国同時多発テロ事件が発生したことをきっかけにテロ資金供与の対策がその任務に加わったほか、2012年からは、イランや北朝鮮の大量破壊兵器の拡散活動の脅威の高まりを受け、拡散金融もその活動対象となった¹¹。

現在、FATFには、38の国・地域及び2地域機関¹²が加盟している¹³。その一方、FATFの影響力は、実質的に200以上の国・地域まで及んでいる。それを可能としているのは、地域ごとのFATF型地域体（FATF-Style Regional Body: FSRB）と呼ばれる組織である。世界に9つ存在するFSRBは、各地域の自発的取組として始まり、「本部」であるFATFが策定した基準に従って、その実施を各地域で担う「支部」としての役割を果たしている¹⁴。我が国は、アジア・太平洋地域におけるFSRBであるアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（Asia/Pacific Group on Money Laundering: APG）に加盟しており、現在、オーストラリアと共に共同議長を務めている。我が国においては、FATF設立以来の加盟国としての豊富な知見と経験をいかしつつ、地域的な取組を主導・支援していくことが、今後とも重要と考えられよう¹⁵。

2 FATF 勧告と相互審査

FATFは、FATF及びFSRBの加盟国・地域が、マネロン等対策のために実施すべき措置の枠組みを示した国際基準であるFATF勧告（FATF Recommendations）を策定している¹⁶。FATF勧告は、それ自体に条約のような法的拘束力は存在しないものの、遵守状況が不十分な場合には国際的な金融システムへのアクセスが制限され得ることから（本節において後述）、「実質的

¹⁰ FATFの設立に関するアルシュサミットの経済宣言は次のとおりである（「15アルシュサミット 経済宣言（仮訳）」1989.7.16. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/arch89/j15_a.html> から一部抜粋）。「52. 麻薬問題は、危機的なまでの状況に達した。我々は、国内的及び国際的に断固たる行動をとる緊急の必要性を強調する（略）。」「53. 従って、我々は、関係フォーラムにおいて次の措置をとることを決意する。（略）サミット参加国及びこれらの問題に関心を有するその他の諸国からなる金融活動作業グループを招集すること。その権能は、銀行制度と金融機関を資金の洗浄〔マネー・ローンダリング〕のために利用することを防止するために既にとられた協力の成果を評価すること、及び多数国間の司法面での協力を強化するための法令制度の適合等のこの分野における追加的予防努力を検討することである。」

¹¹ “History of the FATF.” FATF website <<https://www.fatf-gafi.org/en/the-fatf/history-of-the-fatf.html>>; 「FATFの沿革」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/4.international.html#target02>; 松尾綱紀「複雑化する拡散金融と制裁回避スキーム—FATF（金融活動作業部会）プロジェクトにおけるCo-lead（共同リーダー）の経験を通じて—」『ファイナンス』718号、2025.9, pp.38-47. <https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202509/202509i.pdf>

¹² 湾岸協力理事会（The Gulf Cooperation Council）及び欧州委員会（The European Commission）である（“Which jurisdictions are members of the FATF?” FATF website <<https://www.fatf-gafi.org/en/pages/frequently-asked-questions.html#tabs-36503a8663-item-cacccf71cf-tab>>）。

¹³ *ibid.* なお、FATFは、2023年2月24日にロシアの加盟資格を停止している。

¹⁴ 野田恒平『還流する地下資金—犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い—』中央経済社、2023, pp.48-49; FATF, “High-Level Principles and Objectives for FATF and FATF-style regional bodies,” Updated 2019.2. <<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/Global-Network/High-Level%20Principles%20and%20Objectives%20for%20FATF%20and%20FSRBs.pdf.coredownload.pdf>>

¹⁵ 山崎貴弘ほか「日本が主導するアジア・太平洋地域のマネロン等対策を巡る議論—APG共同議長就任の意義と今後の取り組み方針—」『金融財政事情』3565号、2024.11.12, pp.24-25. なお、APGは常任共同議長（オーストラリア）と交代制共同議長（任期約2年）から成り、我が国は2026年夏のAPG年次総会までを任期として、2024年に交代制共同議長に就任した。

¹⁶ FATF, “The FATF Recommendations,” 2025.10, p.7. <<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/FATF%20Recommendations%202012.pdf.coredownload.inline.pdf?nocache=true>>

な強制執行のメカニズム」ともされている¹⁷。FATF 勧告は当初、麻薬資金対策を目的として1990年に「40の勧告」として策定された。その後、当初の40の勧告の改訂等を経て、2012年に新たな40の勧告が策定され、今日に至る¹⁸。FATF 勧告は、世界の金融システムにおける新たな脅威や脆弱性を踏まえ、今後も必要に応じて見直しが行われる想定となっている¹⁹。

FATF 勧告の遵守状況は、加盟国間の相互審査（Mutual Evaluation）によって評価される²⁰。目下、2024年から順次第5次相互審査が行われており、そこでは、①FATF 勧告の内容に関連する法的・制度的枠組みに係る法令等整備状況の評価（Technical Compliance Assessment）と、②法的・制度的枠組みが生み出している成果に焦点を当てることでFATF 勧告の実施の適切性を審査する有効性評価（Effectiveness Assessment）の2つの手法が採られている²¹。

法令等整備状況は上述の40の勧告に基づき審査され、それぞれの勧告ごとに遵守状況が4段階で評価²²される。例えば、我が国は、2019年に実施された第4次対日相互審査で、勧告5（テロ資金供与罪）に関し、4段階中3段階目の評価である一部適合（Partially Compliant: PC）と評価された（表1で後述）。一方、有効性評価は11の審査項目（Immediate Outcome: IO）²³で審査され、審査項目ごとに4段階で評価²⁴される²⁵。いずれにおいても一般に、4段階中下位2段階の評価は合格水準に未達と言われる²⁶。

相互審査後には、FATFにおいて相互審査報告書（Mutual Evaluation Report: MER）が採択され、各国は、相互審査において特定された不備に対処することとなる²⁷。また、各国は、審査結果に基づき、①通常フォローアップ国、②重点フォローアップ国、③観察対象国のいずれかに分類され、FATFに対して改善状況の報告が求められる²⁸。これらのうち、一般に合格水準と言

¹⁷ 野田 前掲注(14), pp.61, 69.

¹⁸ 1996年6月には、40の勧告が一部改訂され、前提犯罪（不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネロンの対象となるものを指す。）が従来の薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。また、2003年6月には、特定非金融業者及び職業専門家（後掲注(41)参照。）に対する勧告の適用等を内容とする40の勧告の改訂が行われた。これらのほか、FATFは、2001年9月に発生した米国同時多発テロを受け、同年中に、テロ資金供与対策の国際的な基準である「8の特別勧告」を策定した。特別勧告は、2004年に国境を越える資金の物理的移転を防止するための措置に関する項目が追加され「9の特別勧告」となり、その後、2012年に40の勧告と9の特別勧告が一本化される形で、新たな40の勧告となった（「国際的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/4.international.html> を参照）。新たな40の勧告となった後も、必要に応じてその内容が改訂されている（Ⅲ2を参照）。

¹⁹ FATF, *op.cit.*(16), p.9.

²⁰ *ibid.*, p.8.

²¹ FATF, “Methodology,” 2026.6, pp.[1], 6. <<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/methodology/FATF-Assessment-Methodology-2022.pdf.coredownload.inline.pdf?nocache=true>> なお、有効性評価は、第4次相互審査から採用された（*idem*, “Methodology,” 2023.6, p.5. <<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/methodology/FATF%20Methodology%202022%20Feb%202013.pdf.coredownload.inline.pdf?nocache=true>>）。

²² C（Compliant: 適合）、LC（Largely Compliant: おおむね適合）、PC（Partially Compliant: 一部適合）、NC（Non-Compliant: 不適合）の順に評価が高い（FATF, 2026.6, *ibid.*, pp.16-17.）。

²³ 以下では、例えば「IO.3」と記載した場合、11のIOのうち、3番目の審査項目を意味する。

²⁴ HE（High level of Effectiveness: 高度）、SE（Substantial level of Effectiveness: 相当程度）、ME（Moderate level of Effectiveness: 中程度）、LE（Low level of Effectiveness: 低程度）の順に有効性が高い（FATF, 2026.6, *op.cit.*(21), pp.25-26）。

²⁵ 「国際的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」前掲注(18)

²⁶ 井口弘一「日本のFATFへの第3回フォローアップ報告結果（日本のFATF第4次相互審査完了と第5次相互審査へ向けての対応）」2024.12.9. PwC Japan グループウェブサイト <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/financial-crime/fatf-flowup-report3.html?utm_source=chatgpt.com>

²⁷ “Mutual Evaluations.” FATF website <<https://www.fatf-gafi.org/en/topics/mutual-evaluations.html>>; 「国際的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」前掲注(18)

²⁸ 「国際的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」同上 第4次相互審査と第5次相互審査では、審査結果に基

われているのは通常フォローアップ国である²⁹。また、観察対象国は、1年間の観察期間中に、不備への対処において顕著な進展を報告する必要があるとされ³⁰、FATFが、観察対象国の対処状況が不十分であると判断した場合には、グレーリスト³¹又はブラックリスト³²の形で国名が公表される。特に、ブラックリスト入りした国については、掲載国から発生するマネロン等のリスクから国際金融システムを保護するために、掲載国との金融取引に対し制限的対応を行う金融コルレス関係³³遮断等の対抗措置を採ることをFATFが加盟国に要請する場合がある³⁴。

II 第4次対日相互審査をめぐる動向

我が国について、令和元（2019）年10～11月の第4次対日相互審査のオンサイト審査³⁵を経て、令和3（2021）年8月、MERが公表された³⁶。本章では、第4次対日相互審査の結果概要と、それを踏まえた国内の主な動向について整理する。

1 第4次対日相互審査の結果概要

第4次対日相互審査において、我が国は、重点フォローアップ国とされるとともに、3年間にわたり、法令等整備状況の改善状況について³⁷FATFへ報告書を提出することとなった³⁸。法令等整備状況は40の勧告のうち11の勧告において、有効性評価は11のIOのうち8つのIOにおいて、それぞれ未達の評価であった（表1）。

第4次対日相互審査の結果については、G7各国（我が国を除く。）のMER公表時点の結果

づく各国の分類基準等が変更されており、第5次相互審査の方が厳格化している（FATF, “Procedures for the FATF AML/CFT/CPF Mutual Evaluations, follow-up and ICRG,” 2026.6, pp.35-43. <<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/methodology/Assessment-Follow-Up-ICRG-Procedures-2022.pdf.coredownload.inline.pdf>>; *idem*, “Procedures for the FATF fourth round of AML/CFT Mutual Evaluations,” 2025.10, pp.21-24. <<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/Global-Network/FATF-4th-Round-Procedures.pdf.coredownload.pdf>>）。

²⁹ 井口弘一「FATF 第4次対日相互審査結果と今後のAML/CFT対策」『PwC's View』35号, 2021.11. PwC Japan グループウェブサイト <<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/pwcs-view/assets/pdf/35-07.pdf>>

³⁰ 「国際的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」前掲注(18)

³¹ マネロン等対策の不備は残っているものの、FATFとの積極的な協力関係は認められる国とされる（“High-risk and other monitored jurisdictions.” FATF website <<https://www.fatf-gafi.org/en/topics/high-risk-and-other-monitored-jurisdictions.html>>）。

³² マネロン等対策に重大な欠陥がある国とされる（*ibid.*）。

³³ 外国為替取引の際に相手国の為替銀行と業務上結ぶ関係を指す（EY ストラテジー・アンド・コンサルティング編著『マネロン・テロ資金供与対策キーワード144—AML/CFT—第4版』金融財政事情研究会, 2025, p.101.）。金融コルレス関係が確立されていないと、当該金融機関間の国際的な決済が困難となり、輸出入にも影響する。

³⁴ 現在、ブラックリストに掲載されている国は北朝鮮、イラン、ミャンマーであり、これらのうち、北朝鮮及びイランに対しては対抗措置が取られている（「行動要請対象の国・地域 2026年2月」2026.2.20. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/fatf/20260220_1.pdf>）。

³⁵ 審査員が対象国を訪問し、マネロン等対策が有効であるか検証・評価するプロセスを指す（“Mutual Evaluations,” *op.cit.*(27)）。

³⁶ FATF, “Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Japan, Fourth Round Mutual Evaluation Report,” 2021.8. <<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/mer/Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021.pdf.coredownload.inline.pdf>>

³⁷ 有効性評価はフォローアップ対象ではなく、第5次相互審査で再評価される（FATF, “Procedures for the FATF fourth round of AML/CFT Mutual Evaluations,” *op.cit.*(28), p.22.）。

³⁸ 「FATF（金融活動作業部会）対日相互審査についての財務大臣談話」2021.8.30. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/fatf/fatfhouhou_20210830_2.html>; 高木悠子「FATF 第4次相互審査後の政府の取り組みと成果—第5次相互審査では、有効性の審査により重点—」『金融財政事情』3538号, 2024.4. 16, pp.18-19.

を比較すると、我が国の評価は見劣りするという見方がある³⁹。我が国は、法令等整備状況の不合格水準の項目数が G7 の中で最も多く、また、有効性評価では、IO.7（マネロンの捜査・起訴・制裁）、IO.8（犯罪収益等の剥奪）、IO.9（テロ資金供与の捜査と起訴）、IO.10（テロ資金の凍結・非営利団体の悪用防止）、IO.11（大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁）といった法執行関連の項目の評価が、G7 の他国と比較して低いと指摘されている⁴⁰。

他方、IO.3（金融機関・暗号資産交換業者・DNFBP⁴¹の監督）、IO.4（金融機関・暗号資産交換業者・DNFBP の予防的措置）、IO.5（法人等の悪用防止）については、我が国を含め各国共通の課題とされる⁴²。第 4 次対日相互審査の MER では、IO.4 について、「大幅な改善が必要」とされるなど⁴³、我が国の有効性評価は、金融機関等によるマネロン等対策の実効性を評価する IO.4 を中心に FATF から非常に厳しい指摘を受けているとされる⁴⁴。

第 4 次対日相互審査の結果を踏まえ、我が国では、本章の 2 で後述するように、マネロン等対策の強化のために必要な取組を進めてきている。そして、我が国は、令和 4（2022）～令和 6（2024）年にかけて、法令等整備状況の改善状況について毎年 FATF に報告を行い、結果として、現在では法令等整備状況に関する項目は全て未達の水準を脱している⁴⁵。

表 1 第 4 次対日相互審査の評価結果（一部抜粋）

法令等整備状況		有効性評価	
内容	評価	内容	評価
勧告 2 国内関係当局間の協力	PC	IO.3 金融機関・暗号資産交換業者・DNFBP の監督	ME
勧告 5 テロ資金供与罪	PC	IO.4 金融機関・暗号資産交換業者・DNFBP の予防的措置	ME
勧告 6 テロ及びテロ資金供与に関与する者への金融制裁	PC	IO.5 法人等の悪用防止	ME
勧告 7 大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁	PC	IO.7 マネロンの捜査・起訴・制裁	ME
勧告 8 非営利団体の悪用防止	NC	IO.8 犯罪収益等の剥奪	ME
勧告 12 PEP（注 1）に係る追加措置	PC	IO.9 テロ資金供与の捜査と起訴	ME
勧告 22 DNFBP における顧客調査	PC	IO.10 テロ資金の凍結・非営利団体の悪用防止	ME
勧告 23 DNFBP による疑わしい取引の届出義務（注 2）	PC	IO.11 大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁	ME
勧告 24 法人の実質的支配者	PC		

³⁹ 尾崎寛「FATF 第 4 次審査結果、G7 の中で見劣りする日本の評価―第 5 次で「通常フォローアップ」を目指すには官民のさらなる対応が必須―」『金融財政事情』3482 号、2023.2.14, pp.17-21. なお、G7 のうち、MER が公表された時点の総合評価が通常フォローアップとなったのは、イタリア、イギリス、フランスの 3 か国であり、重点フォローアップとなったのは日本、カナダ、アメリカ、ドイツの 4 か国であった。

⁴⁰ 同上

⁴¹ 特定非金融業者及び職業専門家 (Designated Non-financial Businesses or Professions) を指す。カジノ、不動産業者、貴金属商、宝石商、弁護士、公証人、会計士等といった金融機関以外でマネロン等リスクのある業務を行っている業種・職業である (EY ストラテジー・アンド・コンサルティング編著 前掲注(33), p.108.)。

⁴² 尾崎 前掲注(39)

⁴³ 「マネロン・テロ資金供与対策 日本 相互審査報告書（仮訳）」2021.8, p.134. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf>

⁴⁴ 井口 前掲注(29)

⁴⁵ FATF, “Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Japan, 3rd Enhanced Follow-up Report,” 2024.10. <<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/fur/Follow-Up-Report-Japan-2024.pdf.coredownload.inline.pdf>>

勧告 25 法的取極 ^(注3) の実質的支配者	PC
勧告 28 DNFBP の規制と監督	PC

* 表 1 は、第 4 次対日相互審査の法令等整備状況及び有効性評価の評価結果について、それぞれ未達の評価となった項目を抜粋して作成している。表 1 中、「PC」は「Partially Compliant（一部適合）」、「NC」は「Non-Compliant（不適合）」、「ME」は「Moderate level of Effectiveness（中程度の有効性）」をそれぞれ指す。

(注 1) 重要な公的地位を有する者（Politically Exposed Persons）を指す。

(注 2) 我が国では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成 19 年法律第 22 号）上の特定事業者は、同法上の特定取引について、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関して「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（平成 11 年法律第 136 号）第 10 条に規定する罪、若しくは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（平成 3 年法律第 94 号）第 6 条に規定する罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合、速やかに行政庁に届け出る必要がある。

(注 3) 一般に、信託と同義と解されている。

(出典) FATF, “Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures – Japan, Fourth Round Mutual Evaluation Report,” 2021.8, p.14. <<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/mer/Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021.pdf.core.download.inline.pdf>> 等を基に筆者作成。

2 国内の主な動向

(1) 政策会議の設置

政府は、第 4 次対日相互審査報告書の公表を契機に、関係省庁⁴⁶の局長級職員を構成員とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」（以下「政策会議」という。）を令和 3（2021）年 8 月に設置した。政策会議の目的は、マネロン等に関する国の政策及び活動を企画・立案し、それらの総合的な推進を図るとともに、関係行政機関の緊密な連携を確保することである⁴⁷。そして、政策会議は、我が国のマネロン等対策の強化を図るため、マネロン等対策のカテゴリー別⁴⁸にその行動内容や期限、担当府省庁を明記した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（以下「旧行動計画」という。）を決定した。また、令和 4（2022）年 5 月には、政府のマネロン等対策の強化における取組方針として、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定した⁴⁹。

その後、旧行動計画は、令和 6（2024）年春に実施期限が到来した⁵⁰。これに伴い政策会議は、同年 4 月に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」（以下「新行動計画」という。）を策定した⁵¹。旧行動計画では、上述のとおり、マネロン等対

⁴⁶ 令和 8（2026）年 5 月 27 日時点では、警察庁及び財務省を共同議長とする合計 20 府省庁で構成される（「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の設置について（令和 8 年 5 月 27 日関係省庁申合せ）」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20260527.pdf>）。

⁴⁷ 同上

⁴⁸ 次の 6 つのカテゴリーに分類されていた（「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」2021.8.30. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20210830_2.pdf>）。① マネロン等に係るリスク・認識・協調、②金融機関及び暗号資産交換業者によるマネロン等対策及び監督、③特定非金融業者及び職業専門家によるマネロン等対策及び監督、④法人・信託の悪用防止、⑤マネロン・テロ資金供与の捜査及び訴追等、⑥資産凍結及び NPO。

⁴⁹ 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針（2022 年 5 月 19 日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定）」財務省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ） <https://warp.ndl.go.jp/web/20241201110524/https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20220519_1.pdf>

⁵⁰ 旧行動計画では、令和 3（2021）年末から令和 6（2024）年春までの間で実施期限が設定されていた（「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」前掲注(48)）。

⁵¹ 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.pdf>

策のカテゴリー別に行動内容等が記載されていたのに対し、新行動計画では、第5次対日相互審査を見据え、我が国のマネロン等対策の実効性を高める観点から、有効性評価の各IOにそれぞれ対応する形で行動内容等が記載されている⁵²。

(2) 第4次対日相互審査を踏まえた法的対応

令和4(2022)年12月2日、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第97号)が成立した。これは、第4次対日相互審査を踏まえ、我が国が行う資産凍結措置や、暗号資産に係る対応、マネロン対策等を行うものであり、6つの法律を改正する内容となっている(表2)。これら6つの法律の改正事項は、「国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止する」⁵³という共通の目的を実現するためのものであり、内容的に相互に密接に関連している⁵⁴。

表2 第4次対日相互審査を踏まえた法的対応の概要

法律	主な改正内容
「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」(平成26年法律第124号)	・国際連合安全保障理事会決議で指定された大量破壊兵器拡散に関わる者が行う居住者間取引(国内取引)に対する資産凍結ができるようにする。
「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)	・暗号資産交換業者、銀行等に資産凍結措置の適切な実施のための態勢整備義務を課す。 ・ステーブルコイン(注1)に関する居住者・非居住者間の取引に対する資産凍結を強化する。
「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(平成11年法律第136号)	・マネロン罪(注2)の法定刑を引き上げる。 ・犯罪収益等として没収可能な財産の範囲を拡大する。
「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(平成3年法律第94号)	・マネロン罪(注3)の法定刑を引き上げる。
「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」(平成14年法律第67号)	・「公衆等脅迫目的」のない一定の犯罪行為への資金提供等を処罰対象に追加するほか、法定刑も引き上げる。
「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)	・暗号資産交換業者に対し、暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を相手方業者に通知する義務(トラベルルール)を課す。 ・法律・会計等専門家に係る取引時の確認事項に取引目的、法人の実質的支配者等を追加するとともに、疑わしい取引の届出義務に関する規定を整備する。

(注1) 一般に、特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタル資産で分散台帳技術(又はこれと類似の技術)を用いているものを指す。

(注2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第9～11各条に規定する罪を指す。

(注3) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第6条及び第7条に規定する罪を指す。

(出典)「FATF 勧告対応法案」内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/houan/221026/siryou1.pdf>>等を基に筆者作成。

⁵² 第5次相互審査では、有効性評価に重点を置くものとしている(Ⅲ1で後述)。

⁵³ 「法律案・理由」p.55. 内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/houan/221026/siryou3.pdf>>

⁵⁴ 野村宗成「マネロン対策強化のための「FATF 勧告対応法」—FATFからの指摘や国際基準に沿ってわが国のマネロン対策等を大幅に強化—」『金融財政事情』3482号, 2023.2.14, pp.22-25.

(3) 金融機関による基礎的な態勢整備

金融庁は、金融機関がマネロン・テロ資金供与対策に取り組む上での行動指針である「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定しており⁵⁵、ガイドラインを踏まえた金融機関によるマネロン・テロ資金供与対策の状況についてモニタリングを行うとしている⁵⁶。そして、こうした金融庁のモニタリングに当たり、ガイドラインには金融機関において「対応が求められる事項⁵⁷」が記載されている。

第4次対日相互審査では、ガイドラインについて、明確かつ規範的な対応完了期限を示す必要がある旨の指摘があったことを踏まえ、金融庁は、令和3(2021)年4月、金融機関に対して、対応が求められる事項の全項目の対応(以下「基礎的な態勢整備」という。)を令和6(2024)年3月までに完了させることを要請した⁵⁸。その後、基礎的な態勢整備の期限が到来し、金融庁が金融機関に対して状況報告を求めたところ、金融機関における同時点での基礎的な態勢整備の完了率は99%であったとされる⁵⁹。

金融庁は、基礎的な態勢整備が完了していないとの報告があった金融機関に対し、令和6(2024)年4月以降、モニタリングを通じて速やかな完了を促すとともに、完了したとの報告があった金融機関に対してはその確認を実施した⁶⁰。令和7(2025)年6月の時点では、金融機関における基礎的な態勢整備はほぼ完了しているという認識が示されたところである。また、各金融機関は、自らのマネロン等対策の有効性を計画的に検証し、不断に見直しを行う必要があるともされている⁶¹(Ⅲ1で後述)。

一方で、金融庁は、金融機関が上述の期限までに基礎的な態勢整備に係る対応を完了しなかった場合や、完了したとしても対応が著しく不十分であると判明した場合には、必要に応じて、個別に行政対応を検討・実施していくとしていた⁶²。実際、期限後に金融庁が実施した監査・モニタリングの結果、ガイドライン等においてそもそもマネロン等対策を最も重要な経営課題と位置付けられるべきとしているにもかかわらず⁶³、経営陣による主導的な関与が認められず、基礎的な態勢整備が完了していないなど、態勢整備状況が不十分な一部の金融機関に対しては、業務改善命令等の行政処分が行われている⁶⁴。

⁵⁵ ガイドラインは、平成30(2018)年2月の公表後、数度にわたり改正されている(EY ストラテジー・アンド・コンサルティング編著 前掲注(33), pp.2-3.)。直近では、令和8(2026)年3月に改正されたものが最新であるが、本稿では文脈の都合上、原則として最新版の1つ前の版である令和3(2021)年11月に公表されたガイドラインの内容を扱う。

⁵⁶ 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」2021.11.22, p.5. (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <https://warp.ndl.go.jp/web/20240501091542/https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf>

⁵⁷ このほか、対応が求められる事項に係る態勢整備を前提に、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる「対応が期待される事項」についての記載もあったが、令和8(2026)年に公表された最新のガイドラインでは、国内のマネロン等対策の進展等を背景に「対応が求められる事項」として一本化されている(齋藤豊「INTERVIEW FATF 第5次審査に向けて金融機関と"一蓮托生"で取り組む一有効性検証の高度化には、不断の改善の積み重ねが必要」『金融財政事情』3631号, 2026.4.14, pp.16-19.)。

⁵⁸ 金融庁「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題(2024年6月)」2024.6, pp.6-7. <<https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/01.pdf>>

⁵⁹ 同上

⁶⁰ 金融庁「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)」2025.6, p.7. <<https://www.fsa.go.jp/news/r6/20250627/01.pdf>>

⁶¹ 同上, p.4.

⁶² 金融庁 前掲注(58), p.8.

⁶³ 金融庁 前掲注(60), p.8.

⁶⁴ 同上, pp.7-10.

なお、こうした動向に関連して、金融機関においては基礎的な態勢整備が完了しているか再点検する必要があること、このプロセスに関しては、金融機関の所管部署における自主的な不備の発見・申告の困難性に鑑みれば、監査部門や経営陣が主導的に関与すべきであることなどを示す見解等も示されている⁶⁵。

Ⅲ 第5次対日相互審査をめぐる動向

第5次対日相互審査は、令和10（2028）年6月にオンサイト審査が予定されている⁶⁶。そして、オンサイト審査開始前に必要書類をFATFへ提出する必要があることを踏まえれば⁶⁷、残された準備期間は長くないと言える。本章では第5次対日相互審査に向けた我が国のマネロン等対策について、主な動向を整理する。

1 「有効性検証」の実施

FATFは、第5次相互審査では、各国が整備した法律・規制・政策を実施し、活用していることを確認するために、有効性評価に重点を置くとしている⁶⁸。また、有効性評価に関連して、個別の金融機関に対しFATFの審査員からのヒアリングが行われ、各金融機関がどのような受け答えをしたかが、我が国全体の評価を左右すると指摘されている⁶⁹。こうした状況を踏まえ、金融庁は、金融機関がそのマネロン等対策に関し、有効性を合理的・客観的に説明できるよう態勢を整備する必要がある、そうした態勢を整備する上では、金融機関自らが、「直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施している」ことを確認する「有効性検証」が重要となるとしている⁷⁰。

有効性検証は、金融庁が令和7（2025）年3月に公表した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」（以下「ディスカッション・ペーパー⁷¹」という。）によれば、「金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を構築することを目的として、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を確認する取組み」と定義されている⁷²。ディスカッション・ペーパーでは、有効性検証で想定される実施内容が示されている。例えば、マネロン等リスクの特定・評価に関しては、金融機関等が自社の直面するマネロン等リスクの特定・評価の結果として作成した

⁶⁵ 山田真吾「態勢整備の不備を巡る行政処分に関する金融庁の着眼点—加害行為ではなく「不作為」への処分でも考え方は従来どおり—」『金融財政事情』3590号、2025.6.3、p.27。

⁶⁶ “Global Assessment Calendar.” FATF website <<https://www.fatf-gafi.org/en/calendars/assessments.html>>

⁶⁷ FATF, “Procedures for the FATF AML/CFT/CPF Mutual Evaluations, follow-up and ICRG,” *op.cit.*(28), p.19.

⁶⁸ FATF, “2022 Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems,” 2026.6. <<https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>> なお、法令等整備状況についても引き続き審査の対象となる。

⁶⁹ 齋藤 前掲注(57), p.18.

⁷⁰ 金融庁 前掲注(60), p.12.

⁷¹ 金融庁は、金融機関の検査・監督について、共通する考え方と進め方を示す一方で、分野ごとの固有の考え方や進め方も別途示していく必要があるとしており、議論のための材料であることを明示した文書として、ディスカッション・ペーパーを活用していくとしている。金融庁「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」2018.6, p.34. <https://www.fsa.go.jp/news/30/wp/supervisory_approaches_revised.pdf>

⁷² 金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理—ディスカッション・ペーパー—」2025.3.31, pp.1-2. <<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/02.pdf>>

リスク評価書⁷³の作成過程の妥当性の検証が挙げられている。また、マネロン等リスクの低減に関しては、マネロン等対策のための規程やシステム、管理体制等が、マネロン等リスクの特定・評価の結果を踏まえ、適切に整備され、見直されているかを確認することのほか、整備した低減措置が実施されているかを確認することが挙げられている⁷⁴。

有効性検証をめぐっては、その実施自体が目的ではなく、検証結果を経営判断や改善につなげてこそ意味があるのであり、検証によって抽出された課題や改善点を全社的な課題として整理し、方針変更やリソース再配分に反映させ、経営判断の質の向上につなげることで、総じて経営陣や取締役会が主体的に関与する態勢の構築が重要との見解が示されている⁷⁵。

2 近時の FATF での議論を踏まえた主な動向

(1) 拡散金融対策

拡散金融対策に係る FATF 勧告について、勧告 7（大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁）では、大量破壊兵器の拡散及びこれに対する資金供与の防止等に関する国際連合安全保障理事会決議⁷⁶を遵守するため、対象を特定した金融制裁（資産凍結等）⁷⁷を実施することを各国に求めている。しかし、そうした枠組みに基づき、国際社会が協調して金融制裁を実施していても、実際には、制裁対象の国や地域へ大量破壊兵器等及び関連物質・技術等の移転が行われているとされる。このため、令和 2（2020）年 10 月、FATF は、勧告 1（リスク評価及びリスクベース・アプローチの適用）を改訂し、マネロン及びテロ資金供与に加えて、拡散金融についても、リスクの特定・評価、効果的なリスク低減策の実施のための行動等を求めることとした。改訂後の勧告 1 については、第 5 次相互審査以降の審査で適用されることとなっている⁷⁸。

拡散金融対策をめぐっては、マネロン及びテロ資金供与対策と同様に、当局が自国のリスクを適切に把握した上で、その情報を適時に民間セクターに提供し、各事業者が必要に応じてリスク低減策を講じる官民連携の重要性が説かれている⁷⁹。我が国では、政策会議が令和 4（2022）年 5 月に決定した基本方針において、令和 2（2020）年の勧告 1 の改訂を踏まえ、拡散金融対策の実効性を高めていくことが掲げられた。そして、その具体的な施策の 1 つとして、マネロン及びテロ資金供与に係るリスク評価と並行して新たに拡散金融のリスク評価を実施し、資産凍結措置の実効性向上を図るとされた⁸⁰。その後、政策会議は、令和 6（2024）年 3 月から、我が国の拡散金融のリスクを特定・評価する「拡散金融リスク評価書」の公表を始めており、この

⁷³ 金融機関等は、ガイドラインに基づき、リスク評価書を作成することとなっている。

⁷⁴ 金融庁 前掲注(72), pp.5-8.

⁷⁵ 尾崎寛「経営陣に求められるリソース配分とガバナンス体制強化」『金融財政事情』3631 号, 2026.4.14, pp.20-23.

⁷⁶ 大量破壊兵器拡散に関連する安保理決議は多岐にわたるが、勧告 7 の内容に関しては、①北朝鮮に関する決議第 1718 号（2006 年）と、②イランに関する決議第 2231 号（2015 年）の 2 つが中心とされる（尾崎ほか編著 前掲注(1), pp.90-91.）。

⁷⁷ 我が国では、外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等措置を行っている（「経済制裁措置及び対象者リスト」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html>）。

⁷⁸ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議「令和 7 年 12 月拡散金融リスク評価書」2025.12.22, p.6. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20251222.pdf>; FATF, “Public Statement on Counter Proliferation Financing,” 2020.10.23. <<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Financingofproliferation/Statement-proliferation-financing-2020.html>>

⁷⁹ 松尾 前掲注(11), p.46.

⁸⁰ 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」前掲注(49), pp.10, 12.

評価書は、民間事業者による効果的・効率的な拡散金融対策の前提と位置付けられている⁸¹。

(2) 暗号資産対策

第5次対日相互審査では、暗号資産についても審査上留意する必要性が指摘されている⁸²。FATFは、平成30(2018)年以降、勧告15(新技術)の改訂等を通じ、FATF勧告が暗号資産に関する金融活動に適用されることを明確化してきた⁸³。現状におけるFATFでの暗号資産の取扱いは、暗号資産交換業者⁸⁴を仲介役とし、顧客管理を行わせることが基礎となっており、従来のマネロン等対策の基本構造を踏襲している⁸⁵。このため、暗号資産交換業者を介さずに個人間で暗号資産を移転させるP2P(Peer to Peer)取引は、FATFによる規制の対象とならず、そのリスクが懸念されている⁸⁶。

また、近年の暗号資産の動向に関連して、ステーブルコインについてもマネロン上のリスクと考えられている。通常、犯罪収益を再投資又は費消する場合には、暗号資産を、決済機能として通用性が高い円やドル、ユーロ等の法定通貨に換金する必要があるため、その段階で不正な資金を捕捉できると考えられている。しかし、法定通貨と連動し価値が安定したステーブルコインは、決済機能としての通用性が高く、法定通貨へ換金する機会が失われ、その捕捉が難しくなると言われている⁸⁷。P2P取引やステーブルコインをはじめとする技術革新は、マネロン等対策における「ゲームチェンジャー」であり、既往の金融システムを前提に築いてきたマネロン等対策の枠組みが瓦解しかねないとする声もある⁸⁸。

FATFは、P2P取引やステーブルコインをはじめとして、暗号資産や暗号資産交換業者セクターにおける動向について注視していくという見解を示している⁸⁹。暗号資産対策をめぐっては、P2P取引等を含む暗号資産市場全体のリスクのモニタリングや、リスクの特定・評価、リスクを軽減するための措置を講じるなどして、マネロン等対策の高度化が必要とする声がある⁹⁰。

おわりに

第4次対日相互審査で重点フォローアップ国とされた我が国は、その後の国内における法整

⁸¹ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議 前掲注(78), pp.11-14.

⁸² 牧野明弘・古川尚史「FATF第5次対日相互審査に向けた金融機関の対策—マネロン対策総ざらい—」『銀行法務21』911号, 2024.4, pp.11-19.

⁸³ 「仮訳 金融活動作業部会(FATF)による「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」改訂版(2021年10月) Executive Summary」金融庁ウェブサイト <<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20211101/01.pdf>>

⁸⁴ 暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換、又はその媒介、取次若しくは代理のほか、これらの行為に関して、利用者の金銭又は暗号資産の管理を行う(EYストラテジー・アンド・コンサルティング編著 前掲注(33), p.148.)。

⁸⁵ 野田 前掲注(14), p.267.

⁸⁶ 「FATFが勧告する暗号資産の「無法地帯」」『金融財政事情』3502号, 2023.7.11, pp.6-7.

⁸⁷ 野田 前掲注(14), pp.265-266.

⁸⁸ 同上, pp.265-269. なお、ステーブルコインについては、P2P取引とは異なり、FATFによる規制の対象となっている(「仮訳 金融活動作業部会(FATF)による「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」改訂版(2021年10月) Executive Summary」前掲注(83), p.3.)。

⁸⁹ FATF, “Updated Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers,” 2021.10.28. <<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/fatfrecommendations/documents/guidance-rba-virtual-assets-2021.html>>

⁹⁰ 山崎千春・尾崎寛編著『マネロン等対策の新論点—金融犯罪・マネロン対策、経済制裁の融合—』金融財政事情研究会, 2024, p.222.

備等を経て、法令等整備状況の項目は全て未達の水準を脱した。しかし、第5次対日相互審査では、有効性評価に重点が置かれることを踏まえ、我が国では、官民が連携してマネロン等対策の有効性向上に取り組むことが重要である。特に、第4次対日相互審査において「大幅な改善が必要」とされた金融機関等のマネロン等対策においては、有効性検証の活用や、経営陣・取締役会の主体的な関与を通じて、更なる実効性の向上が欠かせない。

他方で、FATF 勧告の遵守を目指すことはあくまでボトムラインにすぎないとの見解もある⁹¹。実際に、近年では P2P 取引に見られるように、新技術の発展を背景として、FATF 勧告の範囲外でのリスクも高まっている。第5次対日相互審査にとどまらず、マネロン等対策の意義に立ち返り、今後も日々変化する情勢に応じてマネロン等対策を講じていくことができるかが問われている。

⁹¹ 野田 前掲注(14), p.276.